

## 仕 様 書 (抜粋)

## 1 事業名称

令和4年度小中学校へのゲストティーチャー派遣事業（いのちと性の教育）業務委託

## 2 趣旨・目的

児童虐待の未然防止に向けて、また自尊感情が損なわれる機会を少しでも減らすため、未成年の「望まない妊娠」を防止する取り組みの強化が必要であることから、小・中学生に対して、生命の尊さや自分と他者の価値を尊重し、相手を思いやる心を醸成するための教育をこの事業を通して行うことにより、自尊感情の向上を図り、望ましい性行動を理解し、「十代の妊娠」や「望まない妊娠」を防止、ひいては児童虐待を未然に防止することを目的とする。

## 3 対象者

実施を希望する各小学校・中学校が指定する学年の児童・生徒

## 4 履行場所 東淀川区内の希望する小学校(5校)、中学校(7校)

学校名	住所
東井高野小学校	井高野 2-8-28
大道南小学校	大道南 1-23-6
下新庄小学校	下新庄 5-2-9
菅原小学校	菅原 6-3-25
啓発小学校	東中島 4-8-38

学校名	住所
井高野中学校	井高野 2-8-13
瑞光中学校	瑞光 4-9-37
大桐中学校	大桐 4-5-8
新東淀中学校	豊里 1-10-32
柴島中学校	柴島 2-8-36
淡路中学校	西淡路 4-25-53
中島中学校	東中島 4-8-38

## 5 業務内容

(1) 次のとおり、「いのちと性」の教育を実施する。

ア 自分や他者の価値を尊重し、相手を思いやる心を醸成し、生命の尊さ、望ましい性行動が理解できるよう、小学校4年生から6年生及び中学校1年生から3年生を対象とした発達段階に応じた効果的な教育の内容・媒体を作成する。

イ 学校関係者が希望する内容（性感染症予防、HIV・AIDS等を含む）も追加する。

ウ 東淀川区内の希望する小学校(5校)、中学校(7校)の平日における授業または土曜授業を活用して健康教育を実施する。

エ 実施時間については、小学校においては原則1単位時間以内（おおむね45分）、中学校においては原則1単位時間（おおむね50分）とする。

オ 実施単位は、1学年当たり3クラスを上限（ただし、学校側の事情により3クラス以上の開催となる場合は事前に区役所と協議すること）として1回とし、年間で36回の実施を予定する。ただし、回数は学校行事等の都合により減ずる場合がある。

【参考：学校別実施学年及びクラス数一覧（別紙）】

- カ 複数の学校から同日・同時刻に開催を求められた場合、2校までの開催には応じる  
こと
- キ 教育前後にアンケートを実施し、評価すること
- ク 実施にあたっては、次の事項等を反映させること
  - (ア) 小学校では、4年生から6年生が対象になるため、学年に応じたプログラムと教材を使用すること
  - (イ) LGBT への人権的配慮にあたって、本事業の担当教諭と十分に話し合いを行うこと
  - (ウ) 可能な範囲内で赤ちゃんとのおふれあえる時間を設けること
  - (エ) 授業時間を厳守すること
  - (オ) 学校から申請書の提出があれば、担当教諭と迅速に連絡調整を行うこと
  - (カ) 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて必要となる対策を行うこと
- (2) 事務的業務
  - ア 事前調整
    - (ア) 小・中学校から提出される申請書（様式1）をもとに担当講師を決定し、訪問または電話により日程及び事業内容の詳細を調整し、受託内容を決定する。
    - (イ) 決定された内容により受託内容確認書（様式2）を作成し、小・中学校及び区役所にメールで送付する。
  - イ 事業実施当日  
各学校に担当講師を派遣し、事業を実施する。
  - ウ 事業実施後  
実施報告書（様式3）を作成し、当日実施したアンケートの集計結果とともに事業実施日翌日から7日以内に学校及び区役所に提出する。
  - エ 月次報告  
実施予定一覧（様式4）を作成し、毎月末日時点のものを翌月5日までに区役所に提出する。
- (3) 実施結果の検証  
企画立案内容をPDCAサイクルに基づき検証を行い、必要な改善や新たな事業展開に向けた提案をすること